

議案第 29 号

羽曳野市南阪奈道路大気観測施設維持管理基金条例を廃止する
条例の制定について

羽曳野市南阪奈道路大気観測施設維持管理基金条例を廃止する条例を別紙のように
制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市南阪奈道路大気観測施設維持管理基金については、南阪奈道路大気観測施設の維持管理の事業費として活用してきたところであるが、大気質の測定結果は、概ね環境基準に適合しており、基金設置の目的を達成したことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市南阪奈道路大気観測施設維持管理基金条例を廃止する
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市南阪奈道路大気観測施設維持管理基金条例(平成 16 年羽曳野市条例第 8 号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。